

構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針

平成15年9月12日
構造改革特別区域推進本部

本年6月1日から30日まで実施した構造改革特区に係る第3次提案の募集に対しては、280件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1のうち法律改正が必要な事項については、構造改革特別区域法の改正法案として、国会が年内に開催される場合には原則としてその国会に提出するよう準備する。

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、来年1月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられた規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、平成16年3月までのできる限り早い時期に公布し、平成16年4月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の案を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表1に掲げられた規制の特例措置は、原則として平成16年4月1日からの構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載

できる規制の特例措置の対象とする。

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、上記の基本方針の別表1の追加の閣議決定において、基本方針の別表2に追加する。

別表2に掲げられた規制改革事項について、年末の総合規制改革会議の答申に向けた検討における対象とする。

内閣官房は、総合規制改革会議と連携して、その実施状況のフォローアップを行う。

別表2に掲げられた規制改革事項を実施するために法令等の改正等を行った場合は、規制所管省庁はすみやかに内閣官房及び内閣府にその旨を報告する。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、検討を深めていくものとする。

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第3次提案追加分)

注) 「市町村」には、特別区を含む。

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|-----|---|---|--|----------------|
| 509 | 外国企業の職員が支店等開設準備を行う場合における「企業内転勤」の在留資格の付与 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項、別表第1の2の表の企業内転勤の項 | 外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化を図ることが見込まれる地域において、地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実にあることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。 | 法務省 |
| 822 | 公立学校の民間への包括的な管理・運営委託の容認 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第5条 | 公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 | 文部科学省 |
| 823 | 幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例 | 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号) | 共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。 (1) 幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること (2) 幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例(幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例)の認定を受けること (3) 職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること (4) 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること (5) 当該保育室は合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること | 文部科学省 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|-----|--|--|---|-------|
| 824 | 外国留学時の認定可能単位数の拡大 | 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第61条の2第2項 | 外国の高等学校への留学時における認定単位数の上限について、現行では30単位としているが、36単位まで拡大する。 | 文部科学省 |
| 825 | NPO法人が不登校児童生徒等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化 | 小学校設置基準 (平成14年文部科学省令第14号) 第5条、第6条、中学校設置基準 (平成14年文部科学省令第15号) 第5条、第6条等 | NPO法人が不登校児童生徒等に対する教育を行うための学校を設置する場合には、設置基準上の「特別の事情」に該当し得るものとして、1人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とする。 | 文部科学省 |
| 826 | 高等学校全日課程における不登校状態にある生徒に対する通信制課程の教育課程の特例の適用 | 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第57条の2 高等学校学習指導要領 (平成11年文部省告示第58号) 第1章第8款 | 高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程で行なわれているラジオ放送、テレビ放送その他インターネットなど多様なメディアを利用して行なう学習方法を適用できることとする。 | 文部科学省 |
| 827 | 就学時健康診断の実施期限の延長 | 学校保健法施行令 (昭和33年政令第174号) 第1条 | 現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないよう留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。 | 文部科学省 |
| 828 | 大学設置基準の緩和 (運動場設置の弾力化) | 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) 第35条 | 運動場については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、運動場・体育館等の借用により適切な運動スペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における運動場に係る要件を弾力化する。 | 文部科学省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|-----|-----------------------|--|---|----------------|
| 829 | 大学設置基準の緩和 (空地確保の弾力化) | 大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号)第34条 | 空地については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、校舎内に適切なスペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における空地に係る要件を弾力化する。 | 文部科学省 |
| 920 | 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認 | 保育所における調理業務の委託について (平成10年2月18日児発第86号) | 公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における給食の外部搬入を認める。 (1)調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること (2)児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること (3)社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること (4)必要な栄養素量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること | 厚生労働省 |
| 921 | 幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例 | 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について (平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号) | 共用化指針に基づき設置された施設において、幼稚園児・保育所児が合同活動を行う保育室について、次の要件に該当する場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することを認める。 (1)幼児 (幼稚園児・保育所児) 数の合計により児童福祉施設最低基準 (面積・職員配置) を満たしていること (2)幼稚園における幼稚園児と保育所児等の合同活動の特例 (幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定の特例) の認定を受けること (3)職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有し、幼稚園教諭及び保育士を兼務していること (4)合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること (5)当該保育室は合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること | 文部科学省 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|-----|--------------------------------|--|--|-------|
| 922 | 救護施設の定員要件の引下げ | 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準 (昭和41年厚生省令第18号)第9条 | 社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。 | 厚生労働省 |
| 923 | 身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大 | 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)第4条の2第4項 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号)第1条の4 | 身体障害者短期入所事業について、利用者に応じた夜間の体制の整備等適切な人員及び施設設備を確保し、必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。 | 厚生労働省 |
| 924 | 人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認 | 民間事業者による日帰り介護 (デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護 (ショートステイ)事業指針について (平成9年12月17日障第183号 老振第139号) | 知的障害者短期入所事業について、施設長、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 厚生労働省 |
| 925 | 支援費制度における施設訓練等支援費の日単位支給の可能化 | 身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成15年厚生労働省告示第28号) 知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成15年厚生労働省告示第30号) | 現行では施設訓練等支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の施設との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。 (1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画 (個別支援計画)を作成すること (2) 本特例措置が実施されている市町村の援護対象の利用者及び特区内の施設についてのみ実施すること | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|------|--|--|---|-------|
| 926 | 支援費制度における知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の日単位支給の可能化 | 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第29号) | <p>現行では知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費は月単位で支給されるが、構造改革特別区域法第4条第3項に基づき、関係市町村及び特区内の事業者との必要な調整を行った上で、次の条件等が整う場合には、日単位で支給することを可能とする。</p> <p>(1) 利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うこと</p> <p>(2) 月単位で利用する利用者と日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする</p> <p>(3) 本特例措置が実施されている市町村の援護対象の利用者及び特区内の事業者についてのみ実施すること</p> | 厚生労働省 |
| 927 | 狂犬病予防員及び捕獲人の任命権等の市町村長への拡大 | 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第3条、第6条、第21条、第23条 | <p>現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防法第3条による狂犬病予防員の任命、同法第6条による捕獲人の指定、犬の抑留等については、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにする。</p> | 厚生労働省 |
| 1214 | エアサスペンションを装着する車両の駆動軸重の上限の特例 | <p>特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について(平成15年3月20日国道交第167号)</p> <p>重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について(平成15年3月31日国自技第383号)</p> | <p>重量物輸送効率化事業(特定事業1205)においては、現在、軸重が車両制限令第3条第1項及び道路運送車両の保安基準第4条の2第1項に規定する値を超えない車両に限り特例措置の適用対象としているものを、特定事業1205の条件である「道路を適切に管理するための措置」が特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施される場合には、エアサスペンションを装着し駆動軸重が11.5トンとなる車両についても、特例措置の適用対象とする。</p> | 国土交通省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|------|-------------------------------------|-------------------------------|--|-------|
| 1215 | 空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の適正な運用の明確化 | 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条、第3条 | NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等に鑑み、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。 | 国土交通省 |

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第3次提案追加分)

注) 「市町村」には、特別区を含む。

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|--|--------------------------|------|
| 422 | 市における助役の収入役事務兼掌の容認 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第168条第2項 | 規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。 | 平成16年度中 (次期通常国会に法案提出) | 総務省 |
| 423 | 地方公共団体の私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大 | 地方自治法施行令(昭和22年政令第22号)第165条の3 | 公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の方法によっては事務処理上支障がありうる経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。 | 平成16年度中 | 総務省 |
| 424 | 地方公共団体の長の命令がなくても支出ができる経費の容認 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の4 | 口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を要しないことができるよう措置する。 | 平成16年度中 (次期通常国会に法案提出) | 総務省 |
| 425 | 地方公共団体の長期継続契約の対象経費の拡大 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3 | 現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する。 | 平成16年度中 (次期通常国会に法案提出) | 総務省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|---------------------------------|---|---|---------|------|
| 426 | 地方税の納税通知書の電子化 | 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第1条第1項第6号 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第13条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) 第4条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第48号) 別表 | 地方税の納税通知書の交付について、インターネットなど電子情報処理組織を使用して行うことを可能とする。 | 平成15年度中 | 総務省 |
| 427 | 郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲の拡大 | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 (平成13年法律第120号) 第2条 日本郵政公社法第19条 (平成14年法律第97号) 第2項第16号 | 現在、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等であるが、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務についても取り扱うことができるよう措置する。 | 平成16年度中 | 総務省 |
| 428 | 電子タグへの周波数帯域の追加割り当て | 電波法 (昭和25年法律第131号) 第26条 周波数割当計画 (平成12年郵政省告示第746号) | 950MHz近辺 (950 ~ 956MHz) を電子タグのシステムに新たに割り当てることについて、電子タグとしての機能、隣接帯域を利用している他の無線システムへの影響等に関する実証実験の結果を踏まえて、情報通信審議会及び電波監理審議会における審議を経て、制度整備を行う | 平成16年度中 | 総務省 |
| 512 | 戸籍謄抄本の申請・交付方法の簡素化 | 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条 | 戸籍手続のオンライン化について、市町村に対してオンラインシステム構築のための標準仕様書を提示する。 | 平成15年度中 | 法務省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|------------------------------|---|--|---------|------|
| 513 | 永住許可要件の明確化 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条、入国在留資格要領(平成11年4月30日法務省管第1572号)第5編第2章第24節 | 永住許可の要件としては、一般的に引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるが、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献が認められる者は当該在留実績について5年以上とされている。我が国への貢献が認められ5年以上の在留実績により永住許可が与えられた具体的・主要な事例を紹介する等により、永住許可要件の明確化を図る。 | 平成16年度中 | 法務省 |
| 601 | 韓国人修学旅行生に対する査証免除 | 外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第13号 | 韓国人修学旅行生に対する査証免除を実施する。 | 平成16年度中 | 外務省 |
| 713 | 既存の製造たばこ特定小売販売業における喫煙設備撤去の容認 | たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第24条 たばこ事業法施行規則(昭和60年大蔵省令第5号)第20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(平成12年12月27日理第4621号) | 製造たばこ特定小売販売業については、施設内に喫煙設備(分煙設備を含む。)を設けることとしているが、既存の製造たばこ特定小売販売業者が、施設内の喫煙設備を撤去し全面禁煙としても、当分の間、製造たばこの販売を認めることについて、財政制度等審議会たばこ事業等分科会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。 | 平成15年度中 | 財務省 |
| 714 | 税務上の取扱いに関する文書照会への回答制度の見直し | 事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成14年6月28日課審1-14、課総2-16、課個1-11、課資1-6、課法1-23、課酒1-33、課評1-10、課消1-25、査調1-10) | 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別事情に係るものを除外している規定を見直す。その際、手続きの濫用防止等のための措置を講ずる。 | 平成15年度中 | 財務省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|----------------------------------|---|---|----------|-------|
| 953 | 非医師による自動体外式除細動器 (AED) の使用の容認 | 医師法 (昭和23年法律第201号) 第17条 | 自動体外式除細動器 (AED) を、例えば、次の場合等において使用することは、一般的に医師法第17条違反とならないものと考えを明らかにする。 (1) 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること (2) 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること (3) 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること (4) 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 954 | 地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認 | 特別保育事業の実施について (平成12年 3月29日児発第247号) | 現行では、保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に限定されている地域子育て支援センター事業の委託先を、子どもの健全育成を図る活動を主たる活動事業とし、かつ市町村が適当と認めるNPO法人にも認める。 | 平成16年 4月 | 厚生労働省 |
| 955 | 新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認 | 不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について (平成12年 3月30日児発第297号) | 待機児童の解消等のため、緊急に保育所の整備が求められている地域においては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域以外の地域であっても、次の要件に該当する場合、新設の社会福祉法人が保育所を設置する際、国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けることを容認する。 (1) 保育所を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、登記すること (2) 賃借料の水準は、無料又は極力低額であることが望ましく、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること | 平成16年度中 | 厚生労働省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|--------------------------------------|--|--|---------|-------|
| 956 | 義務教育修了前の演劇子役の就労可能時間の延長 | 労働基準法(昭和22年法律第49号)第61条第5項 | 義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時までに延長することを検討し、措置する。 ただし、児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。 | 平成16年度中 | 厚生労働省 |
| 1005 | 農地保有合理化法人による新規就農者への貸付けを目的とした農地取得の可能化 | 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準(平成12年9月1日12構改B846号)別添2 | 農地保有の合理化を促進する観点から特に必要と認められる場合には、新規就農希望者への貸付けを目的とした農地保有合理化法人による農地取得が可能となるよう通知する。 | 平成15年度中 | 農林水産省 |
| 1006 | 住宅に付随する小規模な土地に係る農地法上の解釈の明確化 | 通達(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項関係) | 住宅に附随する小規模な土地が、自家消費や隣近所への配布程度の作物栽培を行うような家庭菜園として利用されるなど、その性格・機能等からみて、社会通念上権利移動等の規制の対象とすべきものと認められないものについては、農地法上の農地ではない旨の解釈を通知により明確化する。 | 平成15年度中 | 農林水産省 |
| 1007 | 外国漁船の寄港の許可事務を国の地方事務所が実施することの可能化 | 農林水産省組織規則(平成13年農林水産省令第1号)、農林水産省行政文書決裁規則の運用について(平成13年1月6日12文第200号)(外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)第4条第1項関係) | 瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請の許可事務は、現在水産庁が本庁において行っているが、当該事務を各漁業調整事務所が行うこととする。 | 平成16年度中 | 農林水産省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|---|--|---|---------|-------|
| 1225 | 測量法第41条の審査を受けた測量成果の地籍測量への利用手続の簡素化 | 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第38条 | 公共測量の成果である基準点について、測量法第41条第2項に基づき国土地理院の長が審査し、当該成果が十分な精度を有するものと認める場合には、当該基準点を基礎として地籍測量が実施できるよう検討し措置する。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1226 | 三大都市圏における都市計画決定の際の市町村の意向反映の徹底 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第15条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第9条 | 三大都市圏における都道府県の用途地域の都市計画の決定等に当たり、市町村からの案の申出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ、適切に都市計画の決定等を行うことが望ましい、という趣旨を明確化する。 | 平成15年度中 | 国土交通省 |
| 1227 | 交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする際の、運送主体が車両の使用権原を有することとする要件の弾力化 | 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項、構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日国自旅第232号) | 輸送に携わるボランティアが使用する車両を自らのボランティア輸送活動に短期間提供する場において、運送主体と当該使用に係る契約を締結し、明示する等運送主体も賠償責任を負うことの明確化が図られる場合には、道路運送法第80条第1項の許可を行うこととする。 | 平成15年度中 | 国土交通省 |
| 1228 | 特定旅客自動車運送事業の許可要件の明確化 | 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条2号、第43条 | 特定旅客自動車運送事業の許可において、複数の企業と単一の運送契約を結ぶ場合等、輸送形態により旅客の特定性を失うことなく運行することができる場合の取扱いについて、具体的事例を踏まえて検討した上で、通知等により明確化する。 | 平成15年度中 | 国土交通省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|--|--|--|---------|-------|
| 1229 | 交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする際の運送主体の対象範囲の拡大 | 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項、構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて(平成15年3月18日国自旅第232号) | 交通機関空白の過疎地における自家用自動車による有償運送を可能とする特例措置の運送主体について、当該措置の全国実施に際して、商工会を追加する。 | 平成15年度中 | 国土交通省 |
| 1230 | タクシー事業者が存在しないような交通機関未発達の島しょ部におけるタクシー事業の許可等の基準の運用の見直し | 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条 | タクシー事業者が存在しないような交通機関が未発達の島しょ部における最低車両数、運行管理者の配置等タクシー事業の許可等の基準について、必要な交通手段を確保し、利用者利便の向上を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、その運用を見直す。 | 平成15年度中 | 国土交通省 |
| 1231 | コミュニティバスの許可等の基準の運用の見直し | 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条 | いわゆるコミュニティバスについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。 | 平成16年度中 | 国土交通省 |
| 1232 | 乗合バス事業に係るフリー乗降許可要件の明確化 | 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条、第15条 | 乗合バスにおけるフリー乗降区間の設定については、利用者利便の向上、輸送の安全確保、自動車交通の円滑化等の観点から、その基準、手続等について、具体的事例を踏まえて検討した上で、通知等により明確化する。 | 平成15年度中 | 国土交通省 |

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|-----------------------|---|---|----------|-------|
| 1233 | 20フィートドライ海上コンテナのフル積載化 | 海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて(平成10年3月31日道交発第39号 道企発第22号) 基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号) | 現在、20フィートドライ海上コンテナについては、積載量24トンまで特殊車両通行許可の対象とされているものを、最大積載量が30.48トンの海上コンテナであって、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両算定式による照査に適合する場合には、積載量を車両限度値の範囲で最大30.48トンまで許可対象を拡大する。 | 平成15年10月 | 国土交通省 |
| 1234 | 港湾緑地における便益的施設の設置主体の特例 | 港湾環境整備施設の管理運営について(平成5年8月25日港管第1469号) | 国庫補助事業に係る港湾緑地においては、民間事業者によるレストランや売店などの便益的施設の設置が認められていないが、一定の条件の下に民間事業者にも施設設置を認める。 | 平成16年4月 | 国土交通省 |